

令和 4 年 1 月 31 日

各施設長様
保護者の皆様

那覇市こども教育保育課長
(公印省略)

市内就学前教育保育施設で園児や職員等の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応等について(通知)(令和 4 年 1 月 31 日版)

【第 73 報】

平素より、本市における感染症対策にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国から別紙「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について(令和 4 年 1 月 28 日付け一部改正 事務連絡)」の事務連絡があり、那覇市保健所及び沖縄県子育て支援課から情報提供がありました。

つきましては、別紙「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に一部変更がありますので、内容をご確認していただき、対応していただくようお願いいたします。

なお、本決定事項は、1 月 31 日現在であり、新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化していることから、状況が変わりましたら、改めて通知いたします。

【主な変更点】

- 1 濃厚接触者の自宅待機期間が 10 日から 7 日(8 日目)に変更となっております。
※現時点で濃厚接触者である方に対しても適用となります。
- 2 保育施設等職員は、7 日を待たずに、感染者と最後に接触した日の翌日から起算し 4 日目及び 5 日目に、抗原定性検査キットを用いた検査で陰性であった場合においても、自宅待機等が解除できるものとする。

※1と2の考え方については、(参考資料 1)「濃厚接触者の待機期間の考え方(沖縄県資料)」を参考にさせていただきをお願いします。

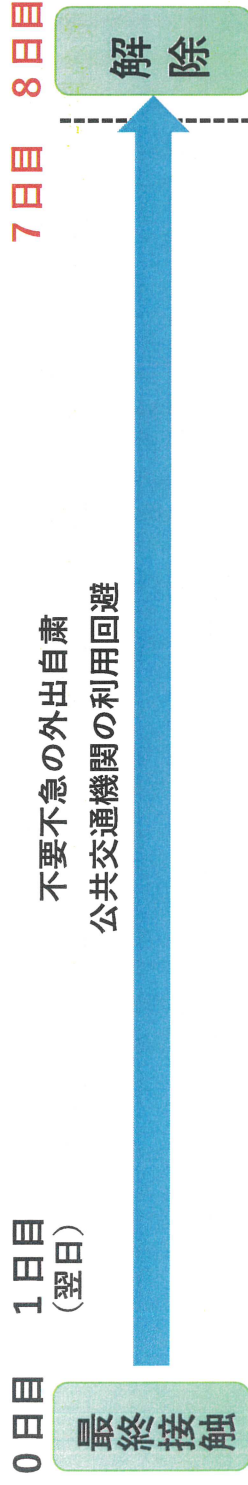
那覇市こども教育保育課・指導 G
電話:861-2113

濃厚接触者の待機期間の考え方

令和4年1月28日 沖縄県

◆全ての濃厚接触者

※赤字：変更点



※7日間の外出自粛をもって、
8日目に解除となります。

※解除のための検査は不要です。
陰性証明のために医療機関を受診することは控えてください。

◆社会機能維持者(※1)である濃厚接触者

※1：国の通知（別添）のとおり



※検査費用の負担は、社会機能維持者の所属する事業者の負担となっています。

※解除を目的とした検査のために医療機関を受診することは控えてください。

※薬局又は医薬品卸売業者で購入できる医療用の抗原検査キットを使用してください。
(購入先は別添のとおり)

◆医療従事者（医療機関の医師、看護師等）並びに、患者又は濃厚接触者が入所する高齢者施設及び障害者支援施設等の従事者である濃厚接触者については、毎日、検査で陰性を確認すれば1日目から従事することが可能となっています。

社会機能維持者

令和4年1月25日 沖縄県

1. 医療体制の維持

- 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者を対象とする。

※医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者を対象とする。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便、倉庫等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等）

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）を対象とする。

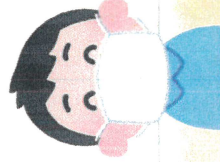
※生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

5. その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者を対象とする。
- ・ 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等を対象とする。
- ・ 児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、学校等を対象とする。

抗原定性検査キットの購入方法について

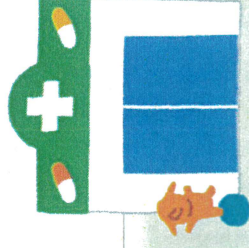
2022.1.27 沖縄県



個人の方

【ご注意】

- 症状がある方の来店はお控えください。
- 症状が無いご家族などがお買い求めください。
- 必要になる場合に備え、事前に購入しておくことをお勧めします。



薬局

[薬剤師会ウェブサイト](#)

→◎[医療用抗原検査キット販売薬局一覧](#)

会社



事業所の方

保育所、介護施設など、
社会機能維持者である一般事業所

確認書

抗原定性検査キット
を使用した検査実施
体制に関する確認書

購入先は
選択可能

使用方法を理解し、適切に使用することや、検査管理者が研修を行っていただく等を確認する「[確認書](#)」を購入時に提出する必要があります。

【事業所の方が薬局にて購入する場合】

- 個人販売への影響を避けるため、一定数以上を購入する場合は、事前に注文いただき、入荷後の購入となる場合があります。
- 購入可能個数は、事前に薬局へお問合せください。



医薬品 卸売販売業者

[卸売販売業者一覧](#)

(厚生労働省掲載全国版、五十音順)

※検査管理者が事前に研修（WEB学習、理解度確認テスト）を受講してください。 研修はこちら⇒ [厚生労働省WEB教材](#)